

松江市告示第 198 号

松江市チャレンジショップ事業費補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 77 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市チャレンジショップ事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）<b>及び島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱</b>に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td><b>令和4年3月31日</b></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		終期	<b>令和4年3月31日</b>	略		<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 市の交付する松江市チャレンジショップ事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号） _____ に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td><b>令和3年3月31日</b></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		終期	<b>令和3年3月31日</b>	略	
略													
終期	<b>令和4年3月31日</b>												
略													
略													
終期	<b>令和3年3月31日</b>												
略													

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。